

一般社団法人 朝霞地区医師会定款諸規則集

令和2年1月

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 一般社団法人朝霞地区医師会定款 | 1 |
| 一般社団法人朝霞地区医師会定款施行細則 | 14 |
| 一般社団法人朝霞地区医師会役員・職員倫理規程 | 17 |
| 一般社団法人朝霞地区医師会役職規程 | 18 |
| 一般社団法人朝霞地区医師会支部規程 | 20 |
| 一般社団法人朝霞地区医師会費用弁償規程 | 20 |
| 一般社団法人朝霞地区医師会慶弔規程 | 21 |
| 一般社団法人朝霞地区医師会裁定委員会規則 | 22 |
| 一般社団法人朝霞地区医師会議事規則 | 24 |
| 一般社団法人朝霞地区医師会選挙規程 | 29 |
| 朝霞地区医学会規約 | 35 |

一般社団法人朝霞地区医師会定款

平成24年4月1日 設立認可

令和元年5月25日 改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 朝霞地区医師会（以下「本会」という。）という。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県朝霞市に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 本会は、日本医師会及び埼玉県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び
医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とす
る。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 一般医療及び社会保障医療に関する調査研究
- (2) 医学及び医学教育の振興
- (3) 医業経営の改善及び医療資材の調査研究
- (4) 地域住民の健康増進及び医療の普及に関する事業
- (5) 看護師の養成に関する事業
- (6) 准看護師の養成に関する事業
- (7) 健診及び予防接種の推進に関する事業
- (8) 会員の相互扶助及び福祉増進に関する事業
- (9) その他前条の目的達成上必要になる事業

2 前項各号の事業は、埼玉県において行う。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりである。

- (1) 正会員 朝霞市、新座市、和光市及び志木市の4市の区域内の医療機関等で就業している医師又は住所を有する医師のうち、本会の目的に賛同した者
 - (2) 研修医会員 正会員の管理下である臨床研修病院等に所属する研修医である者
 - (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 正会員は同時に、埼玉県医師会及び日本医師会の会員となる。

(入会、異動及び退会)

第6条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
- 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、会長は第9条第6項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同第1項に基づく処分を行うことができる。

(入会金、会費及び負担金)

第7条 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金を本会に納入しなければならない。

- 2 入会金、会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、総会で定める。ただし、会費については特別の事情がある者に対しては、総会の決議により別に定める減免基準に基づいて、その額を減免することができる。

(会員の本務)

第8条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(会員の制裁)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの

(3) その他正当な事由があるとき

2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、総会の決議を経て行う。

5 第3項又は第4項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対し、その旨を通知するとともに、当該会員の同意を得た後その氏名及び処分事由の概要を埼玉県医師会並びに日本医師会に通知しなければならない。

6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 第6条第2項及び前条第4項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して6か月以上なされなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡したとき

(4) 日本医師会又は埼玉県医師会の会員の資格を失ったとき

第4章 総 会

(総 会)

第11条 総会は、すべての正会員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(定例総会及び臨時総会)

第12条 総会は、定例総会及び臨時総会の2種とする。

2 定例総会は毎年1回、招集しなければならない。

3 前項の定例総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

4 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の正会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は遅滞なく、当該請求のあった日から6週間以内の日を

開催の日とする臨時総会を招集しなければならない。

- 5 会長は、総会の招集日の1週間前（法人法第39条1項ただし書きに該当する場合は2週間前）までに、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を会員に発しなければならない。

(議 長)

第13条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選出する。
3 議長及び副議長の任期は、役員に準ずる。

(総会の任務)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金、会費及び負担金の額、徴収方法並びに減免に関する事項
(2) 会員の除名
(3) 理事及び監事の選任及び解任
(4) 理事及び監事の報酬等の額
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
(6) 定款の変更
(7) 事業の全部又は一部の譲渡
(8) 解散及び残余財産の帰属の決定
(9) 理事会が付議した事項
(10) 埼玉県医師会代議員及び予備代議員の選出
(11) 他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
- (1) 第42条に定める事業計画書、収支予算書等
(2) 第43条に定める事業報告等
(3) その他必要な会務報告

(議 決 権)

第15条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第16条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の3分の2以上に当たる多数をもつ

て行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 正会員は、委任状及び議決権を行使する書面を会長に提出して、代理人又は議決権行使書（投票用紙を含む。）によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第17条 理事又は正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第11条1項の理事会において定めるものとし、第12条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、当該総会の日から主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の総会の決議の省略の意思表示を記載した書面又は電磁的記録についても同様とする。

(総会の議事規則)

第19条 総会の議事に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上26名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めた時は、副会長の中から、法人法上の代表理事を理事会の決議により選定し、会長の職務を代行する。

5 副会長が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めた時は、理事会の決議により、他の副会長がその職務を代行する。

6 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認める時は、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例総会の終結の時までとする。

2 第20条に定める定数に足りなくなる時は、理事又は監事の補欠として選任するものとする。任期は、他の理事又は監事の残任期間と同一とする。

3 理事又は監事については、再任を妨げない。

4 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理

事又は監事としての権利義務を有する。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員を解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第27条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

2 本会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第28条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、1名以上10名以下とし、本会の理事若しくは監事の経験者又は学識経験者から選任する。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

5 顧問は、会長の諮問に応え、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

6 顧問は、無報酬とする。

7 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

第6章 理 事 会

(理 事 会)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除
 - (7) 法人法115条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任を限定する契約の締結
- 3 前条第5項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）

の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

- 4 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 5 前項の規定は、第21条第6項に規定する報告については適用しない。

(議 事 録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の変更を行う理事会については、一般社団法人等登記規則第3条において準用する商業登記規則第61条第4項ただし書に該当する場合を除き、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に当該理事会の日から10年間備え置かなければならない。前条第3項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面又は電磁的記録についても同様とする。

第7章 裁 定 委 員 会

(裁定委員)

第32条 本会には裁定委員会を置く。

- 2 裁定委員会は7名以下の裁定委員をもって組織する。
- 3 裁定委員は、本会の正会員の中から、総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第33条 裁定委員の任期は、理事の任期を準用する。

- 2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第34条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第35条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 第9条第6項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項
- (2) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第36条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第37条 この定款に定めるもののほか、裁定委員会の運営に必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第8章 委 員 会

(委員会)

第38条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 委員会の委員長は理事会の決議を経て、正会員の中から会長が任命する。
- 4 委員会の構成及び任務並びに議事の運営の細則は、理事会において定める。

第9章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第39条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第40条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第10章 財産及び会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を当該事務所に備え置くものとする。

3 貸借対照表は、定例総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第46条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(財産の管理責任)

第47条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第48条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公 告 の 方 法

第50条 本会の公告は、電子公告により行う。

第13章 事 務 局

(事 務 局)

第51条 本会に、事務局を置く。

2 本会に、理事会の決議を経て、事務長を置く。

3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(定款施行細則)

第52条 定款の施行に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に細則で定める。

(委 任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 第24条の規定にかかわらず、本会の最初の会長は浅野 修、副会長は菅野 隆及び村山 正昭とする。

- 3 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期はそれぞれ従前の任期によるものとする。
- 4 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。
- 5 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款に基づき、職員として任命されたものとみなす。
- 6 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。